

京田辺市新しい学校づくりプラン（素案）の概要

プランの基本事項

1. 趣旨

京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む学校環境を整え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

2. 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図ります。

3. 計画の期間

令和 8 年度(2026)から令和 27 年度(2045)までの 20 年間とします。

10 年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については令和 18 年(2036)に計画を改定して示します。

現状と課題

1. 学校規模

小学校は適正規模校が 5 校、小規模校が 3 校、31 学級以上の過大規模校が 1 校、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各 1 校となっています。

2. 新しい時代の学びへの対応

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

また、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実や義務教育 9 年間を見通した教育に取り組んでいくことが求められています。

3. 学校施設の状況

多くの学校で校舎の老朽化が進んでいます。また、給食施設の大半が現在の学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されています。

小学校のプール施設については、水泳授業が民間の屋内プール施設で実施されていることから、その跡地の活用方策を検討していく必要があります。

プランの基本方針

1. 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

(1) 望ましい学校規模

本市における学校規模（適正規模）の基準は以下のとおりです。

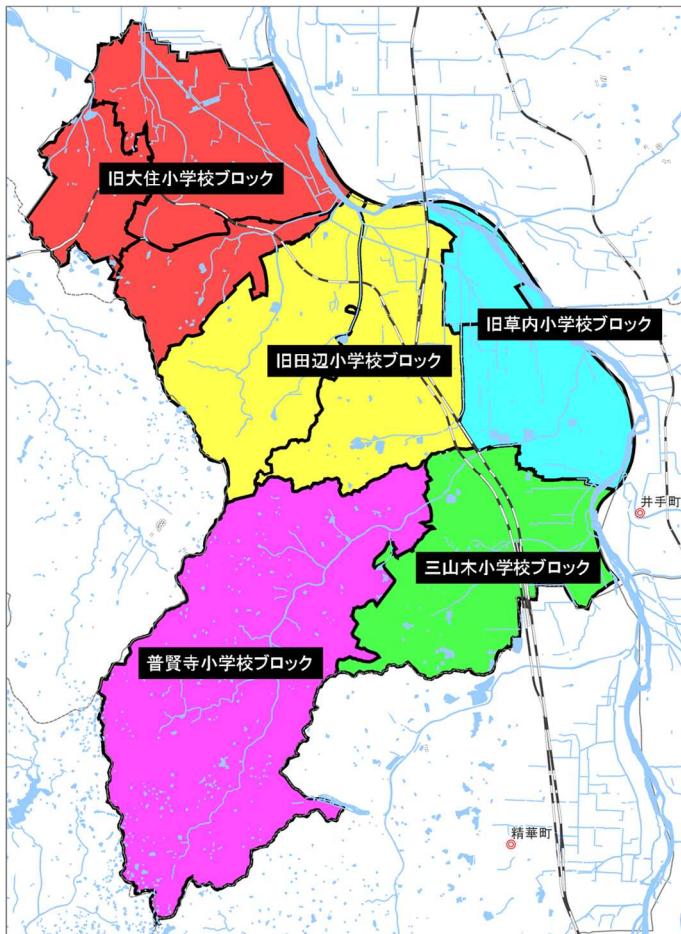
ただし、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しません。

区分	基準	前期計画で許容する範囲
小学校	1校あたり12～24学級	1校あたり6～30学級
中学校	1校あたり12～24学級	1校あたり9～30学級

(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

本市における学校の配置については、現在の市立小中学校の源流となった 5 小 1 中（旧大住小、旧田辺小、旧草内小、三山木小、普賢寺小及び旧田辺中）のブロックごとに検討し、対策を講じるものとします。



※左図は小学校の検討ブロック

※中学校の検討ブロック＝旧田辺中ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものです（承認番号 平19総復、第460号）。8ページの地図も同じ。

② 通学距離及び時間

本市における望ましい通学距離及び時間は以下のとおりです。

なお、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、徒歩による通学時間が1時間を超えるような場合は通学支援を行うものとします。

区分	基準		備考
	通学距離	通学時間	
小学校	4km以内	1時間以内	徒歩通学時間が1時間を超える場合は 通学支援
中学校	6km以内	1時間以内	通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は 通学支援

（3）適正化の考え方

前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

2. 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

(1) 学校施設の目指すべき姿

① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

児童生徒が自分に合った学び方を柔軟に選択できる学校施設を目指します。

- 対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- 多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- 普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

② ゆとりのある学校施設

ゆったりとした余裕のある空間、自然に触れながら交流できる場所がある、居心地の良い学校施設を目指します。

- 心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所で整備します。
- 友達と安心して過ごせる場や自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

③ 地域とともにある学校施設

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点となる学校施設を目指します。

- 地域住民との関係を深める活動場所を整備します。
- 体育館等の地域開放を進めます。
- 災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

計画的に設備の更新等を行い、安全で安心な過ごしやすい学校施設を目指します。

- 空調設備の計画的な更新、照明設備の LED 化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- 全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- 民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

(2) 教室等の整備水準

① 普通教室

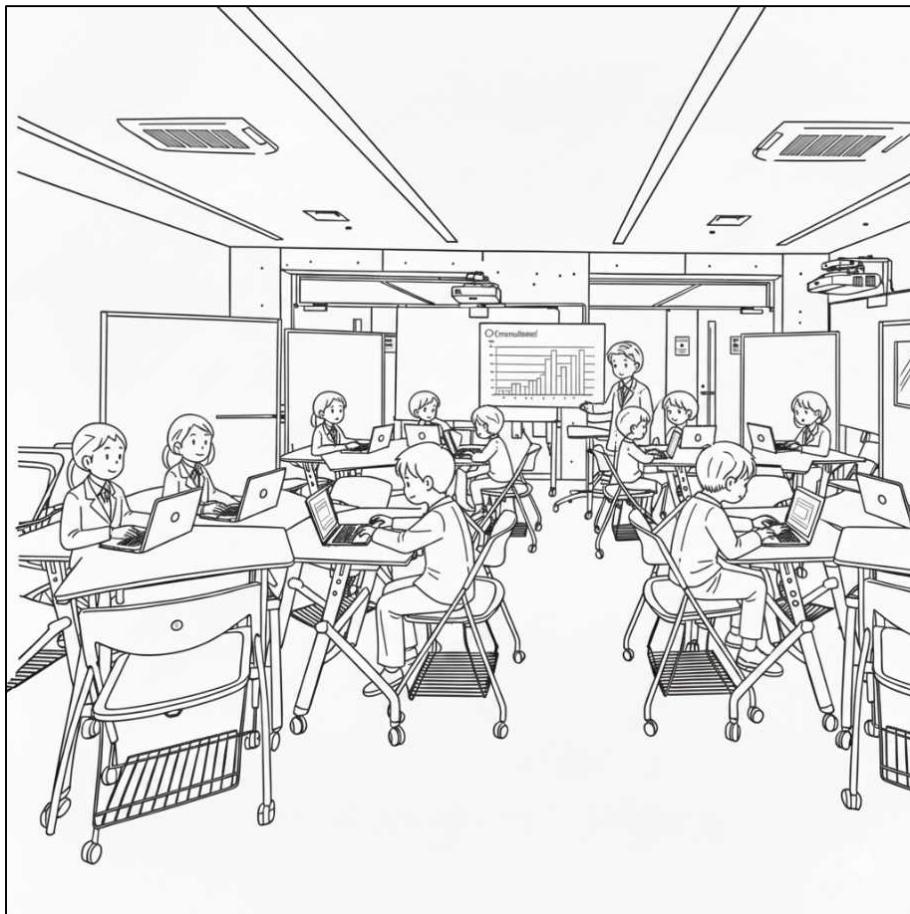
- 新 JIS 規格の机や天板を拡張する製品等の導入<小学校>
- 教室面積の拡充と廊下との一体的な活用

- 黒板のホワイトボード化
- 個別スペースや防音設備など児童生徒の特性に応じた環境の整備
＜特別支援学級・通級指導＞

② ラーニング・コモンズ¹

- 創造的・探究的な学び等が実現できる「マルチ・ラーニングルーム」の整備
＜中学校＞

【マルチ・ラーニングルーム イメージ図】



- 1人1台端末環境下で、タブレット端末だけでは実現困難な学習活動を展開する新しい形態のコンピューター教室
- 高性能PCや最新の電子機器により、問題解決型学習やSTEAM教育を推進し、生徒の情報活用能力の向上を実現
- 技術家庭科だけでなく、美術科、総合学習、特別活動などでも利用

¹ 児童生徒が集まって、電子情報・印刷物を含めた情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、児童生徒の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

③ 子どもの居場所となる空間

- 児童生徒が落ち着いた空間の中で学習・生活できる学校内の居場所として、校内教育支援センターを設置
- 自習スペースの整備<中学校>

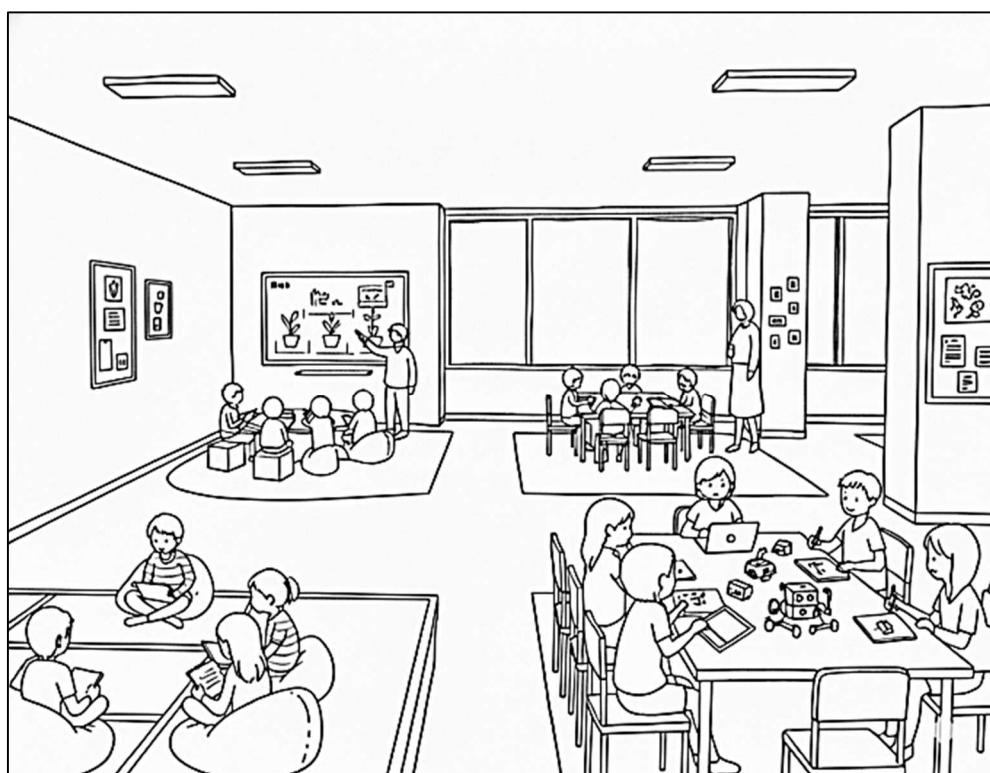
④ 地域の活動空間

- コミュニティ・スクールの活動拠点の整備

⑤ オープンスペース

- グループワークなどの協働的な学びができる多目的で開放的な共有空間として「コモンルーム」を整備

【コモンルーム イメージ図】



- グループワークや個別学習だけでなく、教職員のミーティングスペース、子どもの居場所、地域の活動拠点などとしても利用できる多目的な空間
- 可動式パーテーションで仕切ることが可能な柔軟な空間設計
- 利用者が安心して過ごせる環境となるよう畳やソファなどを配置

⑥ その他

- 児童生徒のプライバシーを確保する更衣室の整備
- グラウンドの利用環境の向上を図るため、人工芝等を導入

3. 学校付属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設

自校調理方式による給食施設の更新整備は、半数を超える小学校において物理的に困難です。

一方、親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備は、搬入・配送車の通行や周辺環境への影響、用地の確保などといった施設整備上の課題を解決するだけでなく、施設規模の設定に影響を及ぼす児童生徒数の推移を慎重に見極める必要があります。

そのため、現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

小学校プール施設撤去後の跡地については、教育環境の充実を基本として、各小学校が抱える課題の解決を最優先に個別に活用方針を定めます。

ただし、特段の課題が認められない場合は、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた保留地とします。

なお、プール施設の撤去により給食施設の更新整備が可能と考えられる大住小学校及び松井ヶ丘小学校は同施設も選択肢とします。

小学校名	活用方針
大住小学校	教職員や来客用の「駐車場」又は「給食施設」
田辺小学校	第2グラウンドとしても活用できる「広場」
草内小学校	「留守家庭児童会施設」
三山木小学校	留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」又は「留守家庭児童会施設」
普賢寺小学校	地域交流の場や留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」
田辺東小学校	将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」
松井ヶ丘小学校	将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」又は「給食施設」
薪小学校	「グラウンド」の拡張用地
桃園小学校	留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」

前期計画（令和8年度～令和17年度）

1. 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

前期計画では、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域（校区）の変更による適正化に取り組みます。

（1）旧田辺小学校ブロック（田辺小、薪小）

◆ 適正化対策

大規模な開発が計画されている田辺中央北地区及びその周辺地域に今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を田辺小学校区から田辺東小学校区へ変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度²を導入します。

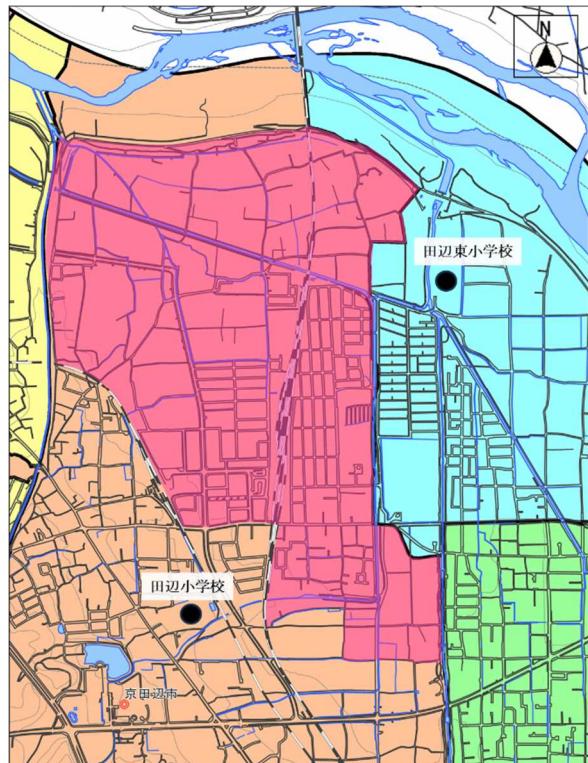
◆ 実施時期

令和8年度(2026)からとします。

◆ 10年後の学校規模

田辺小学校、薪小学校のいずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も適正規模となる見込みです。



● 小学校の位置

■ 田辺小学校区

■ 田辺東小学校区

■ 田辺小学校区（対象区域）

※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする。

※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

² 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

(2) 三山木小学校ブロック（三山木小）

◆ 適正化対策

学校敷地の拡大やプール跡地の活用により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します。

◆ 実施時期

特定地域選択制度を導入は令和 9 年度(2027)以降とします。

◆ 10 年後の学校規模

過大規模は解消される見込みです。

(3) 旧田辺中学校ブロック（田辺中、大住中、培良中）

◆ 適正化対策

現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅は、校区を田辺中学校から培良中学校へ変更します。

◆ 実施時期

令和 8 年度(2026)からとします。

◆ 10 年後の学校規模

田辺中学校、大住中学校、培良中学校のいずれも適正規模となる見込みです。

2. 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

(1) 照明設備の LED 化

◆ 内容

教室等の照明設備を全て LED 化します。

◆ 実施時期

令和 8 年度（2026）

(2) 空調設備の更新

◆ 内容

耐用年数を迎える教室等の空調設備を更新します。

◆ 実施時期

令和 10 年度（2028）～令和 14 年度（2032）

(3) トイレのリニューアル

- ◆ 内容

小中学校トイレのリニューアルを進めます。

- ◆ 実施時期

令和 9 年度（2027）～令和 17 年度（2035）で毎年 2 棟程度

(4) 教室等の整備

- ◆ 内容

マルチ・ラーニングルーム、コモンルームの整備や黒板のホワイトボード化等を順次実施します。

3. 学校付属施設に係る計画

(1) 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。

あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

財源の確保状況にあわせて、跡地活用の前提となるプール施設の解体撤去を順次実施します。

ただし、跡地への施設整備等が決定した場合には、当該施設整備とあわせて解体撤去を実施します。

問い合わせ

京田辺市教育委員会学校教育課
住所：〒610-0393 京田辺市田辺80
TEL：0774-64-1392
FAX：0774-64-1391
E-mail：gakko@city.kyotanabe.lg.jp